

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	むかわ町 国民年金関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

むかわ町は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道むかわ町長

公表日

平成27年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失・変更等の届出事務 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失・変更等の届出事務 ③国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請事務 ④年金給付に伴う裁定請求(未支給請求・遺族年金請求・一時金を含む)事務 ⑤日本年金機構への異動の報告・所得情報提供等の進達事務 ⑥保険料に係る届出の受理、事実審査に関する事務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第一項 別表第一項番31
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・別表第二における情報照会 番号法第19条第7号 別表第二項番48, 50
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画課 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務企画課 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

